

## 有害使用済機器保管等届出添付書類一覧表

※届出書の作成に当たっては、注意事項及び記載例をよくお読みください。

No.	提出書類	新規	更新	変更
1	届出書（様式第三十五号の二、様式第三十五号の三、又は様式第三十五号の四）	●	●	●
2	事業計画の概要を記載した書類	●	△	
3	事業場に関する書類	●	△	
4	事業の用に供する施設等に関する書類	①（様式第十七号の2の2）	●	△
		② 施設等の設備の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書	●	△
		③ 施設の見取図	●	△
5	事業の用に供する土地等に関する書類	① 当該事業場及び施設の所有権を有することを証する書類 ・土地の登記事項証明書（申請者が所有権を有しない場合には、土地の賃貸借契約書等の写しを添付） ・施設の売買契約書の写し、領収書等（申請者が所有権を有しない場合には、施設の賃貸借契約書等の写し）	●	△
		② 他法令チェック票	●	△
		③ 他法令により規制を受ける場合は、関係法令の許可書等の写し	●	△
6	処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類（様式第十七号の2の3）	●	△	
7	届出者が個人である場合には、その者の住民票の写し（※1）	●	△	
8	届出者が法人である場合には、その者の定款又は寄付行為及び登記事項証明書（※2）（定款、寄附行為は原本証明してください）	●	△	
9	届出者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年又は成年被後見人もしくは被保佐人である場合には、その者の住民票の写し（※1）	●	△	
10	環境保全対策を記載した書類	●	△	

●…必ず添付が必要なもの

△…該当する内容がある場合のみ添付が必要なもの（更新・変更の場合は現行許可の内容に変更のある場合のみ添付が必要なもの。）

※1…本籍（外国人にあっては国籍）の記載のあるものかつ個人番号の記載のないものに限るものとする。

※2…履歴事項全部証明書

（注）届出書及び添付書類は2部作成すること。

住民票の写し、登記事項証明書等は、3ヶ月以内に発行されたものであること。